

I 計画の基本的考え方

1 改定の趣旨と背景

三浦市では、平成12年3月に「みうら男女共同参画プラン」を、平成23年3月に「みうら男女共同参画プラン（改訂版）」を策定しました。この度、「みうら男女共同参画プラン（改訂版）」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、「第3次みうら男女共同参画プラン」を策定しました。

「みうら男女共同参画プラン（改訂版）」の改定から現在に至るまで、東日本大震災をはじめとした多くの自然災害や、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の成立、DV（ドメスティック・バイオレンス）・ストーカー被害等の増加等さまざまな社会情勢の変化がありました。更に令和2年には新型コロナウイルス感染症の拡大によって、雇用環境の悪化や自殺率の増加（特に女性や若年層の増加が見られたと言われていています。）等多くの問題が起きています。また、ステイホームによるDVの増加・深刻化も懸念されています。一方、テレワーク（場所や時間にとらわれない柔軟な働き方）等新たな生活様式は、働き方・暮らし方に新しい可能性ももたらしています。

今回プランの改定にあたり、あらためて市民アンケートや庁内調査を行いました。その結果、男女の地位を「全体的に見て」という設問に対し、「男性優位」の回答割合が約60%となり、10年前の約50%を上回ったことや、市民における男女共同参画プランの認知度の低さ、市職員においても施策を実施する上での男女共同参画の認識の低さが露呈されました。これは、プランそのものが形骸化している現状と言えます。

こうした背景を踏まえ、法や国・県の計画に沿いつつも、市民や市職員にプランの内容が浸透することを第一にプランを改定し、性差を問わず誰もが尊重し合い、ひとりひとりが幸せを感じることができる男女共同参画社会の実現に取り組んでまいります。

2 計画の性格

本プランを改定するにあたり、国等の施策との関連性は以下のとおりです。

- (1) 本プランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき、国の「第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月閣議決定）」や神奈川県「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」を勘案して定められた、本市の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。
- (2) 本プランの一部は、女性活躍推進法第6条第2項に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についてまとめた「市町村推進計画」として位置づけます。
- (3) 本プランの一部は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施についてまとめた「市町村基本計画」として位置づけます。
- (4) 本プランは、三浦市の上位計画である「第4次三浦市総合計画（2017年版）三浦みらい創生プラン」を補完する個別計画であり総合計画との整合性を図り策定するものであるとともに、本市の男女共同参画社会の実現を市民、各団体、各事業者及び行政が

一体となって目指すためのプランです。

3 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

4 計画の進行管理

このプランでは、数値目標や主要施策の進捗状況等について、三浦市男女共同参画社会形成推進会議及び三浦市男女共同参画懇談会から評価・意見をいただくとともに、それらの結果を年次報告書として取りまとめ、公表します。また、市民の男女共同参画に関する意識を把握するため、数値目標に掲げている項目を含めた市民アンケートを次期プラン改定作業に併せ、令和7年度に実施します。

< 基本目標 > ひとりひとりが おたがいに尊重し合い 幸せに暮らせる社会

人生のさまざまなシーンで、市民ひとりひとりが性別にかかわらず多様性を認め、自らの意志で行動できるようお互いを尊重し合い、助け合い、支え合い、喜びを分かち合い、幸せに暮らしていける社会を目指します。

**じゃあ、現在はまだ性別による
暮らしにくさが
あるってことだよね？
その暮らしにくさってなんだろう？？**

こんなこと思ったことないかな？

男の子は青、女の子はピンク？



男らしく
女らしくって何？



男性は入っちゃダメ？



重いものは
男の子が運ばなきゃ
いけないの？





では、どんなプランが正しいか現状と課題を
確認してみよう！！